

訪問看護サービスの提供の開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 事業者概要

事業者の名称	医療法人 同仁会
代表者名	理事長 折茂謙一
事業所名	それいゆ訪問看護ステーション
所在地	(住所)岐阜県高山市昭和町2丁目85番地の1 レザミひだメディケアガーデン南棟2階
連絡先	(電話) 0577-37-5260 (FAX) 0577-35-0712
事業所番号	2162790055
管理者氏名	白川 教子

### 2. 事業の目的と運営方針

目的	在宅療養者の生活の質の確保、日常生活における動作能力の維持・回復を補助していく事により在宅療養者のQOLを確保し、在宅療養者の病状に応じた適切な看護を提供し、利用者の住み慣れた地域社会や家庭で、より安定した療養生活が送れるよう支援していく事を目的とする。
運営方針	訪問看護業務を通して地域の在宅医療に貢献すると同時に、医療・保険・福祉等の地域関係機構との密接な連携及び調整に努め、協力と理解のもとに適切な運営をはかるものとする。

### 3. 事業所の職員体制

従業者の職種	区分	勤務形態	職務の内容
	常勤(人)		
管理者	1	兼務	管理・運営業務
			看護業務
従業者	3	専従	看護業務
理学療法士	2	専従	理学療法

### 4. 営業日及び営業時間

営業日	365日 定休日なし
サービス提供時間	8:30~17:00 緊急時は、24時間対応可。夜間の場合も専用の携帯電話にて対応可。 また病状により営業時間外でも対応可。

### 5. 提供するサービス内容

種類	内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

訪問看護の提供	<p>訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。</p> <p>具体的な訪問看護の内容(サービス例)</p> <p>①病状・障害の観察</p> <p>②清拭・洗髪等による清潔の保持</p> <p>③食事及び排泄等日常生活の世話</p> <p>④褥瘡の予防・処置</p> <p>⑤リハビリテーション</p> <p>⑥ターミナルケア</p> <p>⑦認知症患者の看護</p> <p>⑧療養生活や介護方法の指導</p> <p>⑨カテーテル等の管理</p> <p>⑩その他医師の指示による医療処置</p> <p>⑪訪問看護報告書の作成</p>
---------	--

## 6. 事業の実施地域

事業の実施地域	高山市内(ただし、片道 20 km以内に限る。)
---------	--------------------------

## 7. 利用料金

厚生労働大臣の定める基準による。介護保険適用の場合は、下記の料金が1回の負担額となります。

※介護保険に係る自己負担割合が、2割の方は下記料金の2倍、3割の方は3倍になります。

### < 基本料金 >

時間	要介護	要支援
20分未満	314円/回	303円/回
30分未満	471円/回	451円/回
30分以上1時間未満	823円/回	794円/回
1時間以上1時間30分未満	1,128円/回	1,090円/回
理学療法士等の場合 1回(20分)	294円/回 (週6回を限度)	284円/回 (週6回を限度)

### < 加算減算料金 >

種類	料金	要件
夜間・早朝加算	基本単価の 25% / 回	夜間(午後 6 時～午後 10 時)、早朝(午前 6 時～午前 8 時)に訪問看護を行った場合。
深夜加算	基本単価の 50% / 回	深夜(午後 10 時～午前 6 時)に訪問看護を行った場合。
複数名訪問加算 I	254 円 / 回	同時に2人の看護師が1人の利用者に対して、所要時間 30 分未満の訪問看護を行った場合。
	402 円 / 回	同時に2人の看護師が1人の利用者に対して、所要時間 30 分以上の訪問看護を行った場合。

複数名訪問加算Ⅱ	201 円／回	同時に看護師等と看護補助者が1人の利用者に対して、所要時間 30 分未満の訪問看護を行った場合。
	317 円／回	同時に看護師等と看護補助者が1人の利用者に対して、所要時間 30 分以上の訪問看護を行った場合。
長時間訪問看護加算	300 円／回	特別な管理を必要とする利用者に対して、1 時間 30 分以上の訪問看護を行った場合。
緊急時訪問看護加算	600 円／月	事業所が利用者の同意を得て、24 時間連絡体制と、必要に応じて緊急訪問を行う体制にある場合。
特別管理加算Ⅰ	500 円／月	特別な管理を必要とする利用者に対して、サービスの実施に当たり、計画的な管理を行う場合。
特別管理加算Ⅱ	250 円／月	
ターミナルケア加算	2500 円／月	死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを実施した場合。
初回加算Ⅰ	350 円／月	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に訪問看護を行った場合。
初回加算Ⅱ	300 円／月	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日の翌日以降に訪問看護を行った場合。
退院時共同指導加算	600 円／月	病院等に入院入所している者が退院退所するにあたり、療養上必要な退院時共同指導を行った場合。
看護・介護職員連携強化加算	250 円／月 (介護予防除く)	痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護に対する助言等の支援を行った場合
看護体制強化加算Ⅰ	550 円／月 (予防 100 円／月)	①前 6 ヶ月間利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算の割合が 50%を超えること②前 6 ヶ月間利用者総数のうち、特別管理加算の割合が 20%を超えること③前 12 ヶ月間において、ターミナルケア加算の人数が 5 名以上であること。 ①②③全ての条件を満たす場合。
看護体制強化加算Ⅱ	200 円／月 (予防 100 円／月)	①前 6 ヶ月間利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算の割合が 50%を超えること②前 6 ヶ月間利用者総数のうち、特別管理加算の割合が 20%を超えること③前 12 ヶ月間において、ターミナルケア加算の人数が 1 名以上であること。 ①または②の条件を満たし、③の条件を満たす場合。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	6 円／回	職員の有資格者の割合や勤続年数から、質の高いサービスを提供する体制にある事業所を評価する加算。
サービス提供体制強化加算Ⅱ	3 円／回	
同一建物減算	基本単価の 10%を減算	事業所と同一の敷地内もしくは同一の建物に居住する利用者サービスを提供した場合。
12 月超減算	5 円／回を減算	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用開始日の属する月から 12 月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合。
口腔連携強化加算	50 円／回	口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供した場合

< 医療保険による訪問看護 >

診療報酬により計算。保険料の負担割合、公費により、自己負担額は異なります。

訪問看護の基本療養費		利用料
訪問看護基本療養費Ⅰ(1日1回につき)	週3日目まで	5550円/日
	週4日目以降	6550円/日
訪問看護基本療養費Ⅱ(1日1回につき) (同一建物居住者)	同日2人 週3日目まで	5550円/日
	同日2人 週4日目以降	6550円/日
	同日3人以上 週3日目まで	2780円/日
	同日3人以上 週4日目以降	3280円/日
訪問看護基本療養費Ⅲ (入院患者の外泊中の訪問看護)	1日1回につき	8500円/回
訪問看護管理療養費(1日につき)	月の初日の場合	7670円/日
訪問看護管理療養費1(1日につき)	月の2日目以降の訪問日の場合	3000円/日
訪問看護管理療養費2(1日につき)	同上	2500円/日
訪問看護医療DX情報活用加算	訪問看護管理療養費を算定する者	50円/月
訪問看護ベースアップ評価料	評価料	10円～

基本療養費の加算		利用料
複数名訪問看護加算 看護師が他の看護師等と同時に訪問看護を行う ※訪問回数と同一建物内の訪問人数により変動あり	週1回	4500円/日
複数名訪問看護加算 看護師が看護補助者と同時に訪問看護を行う ※訪問回数と同一建物内の訪問人数により変動あり	週1回	3000円/日
難病等複数回訪問加算 (厚生労働省の指定疾患)	1日2回訪問(同一建物内に1人又は2人)	4500円/日
	1日2回訪問(同一建物内に3人以上)	4000円/日
	1日3回訪問(同一建物内に1人又は2人)	8000円/日
	1日3回訪問(同一建物内に3人以上)	7200円/日
緊急訪問看護加算	月14日目まで 1日1回につき	2650円/日
	月15日目以降 1日1回につき	2000円/日
長時間訪問看護加算	1週間につき1日	5200円/日
夜間・早朝訪問看護加算	1日1回につき	2100円/日
深夜訪問看護加算	1日1回につき	4200円/日

利用者の希望により契約された場合の加算		利用料
24時間対応体制加算	月に1回	6800円/月

対象の利用者への料金加算		利用料
特別管理加算	特別な管理のうち重症度等が高い場合 (月に1回)	5000円/月
	特別な管理を要する場合(月に1回)	2500円/月

退院時共同指導加算	月に1回(厚生労働省が定める疾病等の利用者については2回)	8000 円/回
特別管理指導加算	厚生労働省が定める疾病・状態	2000 円/回
退院支援指導加算	厚生労働省が定める疾病・状態	6000 円/回
長時間の退院支援指導加算	厚生労働省が定める疾病・状態	8400 円/回
訪問看護情報提供療養費	月に1回	1500 円/月
訪問看護ターミナルケア療養費1	死亡月につき	25000 円/回
在宅患者連携指導加算	月に1回	3000 円/月
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月に2回	2000 円/回
看護・介護職員連携強化加算	月に1回	2500 円/月

#### < 保険外の費用 >

- ・医療保険による訪問看護時の交通費 → 10km 未満 250円/回 (5回/月まで)
- ・死後の処置料 10000円

#### < キャンセル料 >

- ・利用者様の都合により利用当日にキャンセルした場合は、その事情によりキャンセル料を頂きます。
- ・訪問時に不在の場合や急に中止となった場合、キャンセル料として、基本利用料の60%を徴収させていただきます。
- ・止むを得ない事情により、当日のサービス変更・中止はその都度ご相談させていただきます。

### 8. 利用料等のお支払方法

- ・お支払方法は、銀行振込・振替(自動引き落とし)の2つの方法があります。ご利用契約時にお選び下さい。
- ・当ステーションでは、ご利用時期にかかわらず月末締めとさせて頂いております。毎月10日前後に、前月分の請求書と前々月の領収書を郵送いたします。振替日は毎月27日ですので、前日までに請求書の金額と残高をご確認下さい。
- 尚、銀行振込の期限は設定しておりませんが、翌月の請求書を発行する(毎月5~7日頃)までに、ご入金の確認ができない場合は、改めて請求することがありますので、お早めにご入金をお願い致します。
- ・窓口でのお支払いは、取扱いを控えさせて頂いておりますのでご了承下さい。
- ・当ステーションでの口座番号は次の通りです。

取扱い銀行	飛驒信用組合 本店
名 義	医療法人 同仁会 それいゆ訪問看護ステーション 理事長 折茂謙一
口座番号	(普通) 0786459

## 9. 秘密の保持及び個人情報の保護

(1) 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者または扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切に取り扱います。また不正な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業者等との連絡
- ③ 利用者が偽り、その他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- ⑤ 生命・身体保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

(2) 前項に掲げる事項は、当施設利用終了後も同様の取扱いとします。

## 10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合には、速やかに主治医に報告し臨機応変に対応するとともに、契約時にご記入いただいたご家族等の緊急連絡先にも連絡いたします。

なお、主治医が不在の場合は、緊急搬送等により対応します。

### 11. 24時間連絡体制

当ステーションは、営業時間以外にも連絡を受けられる体制をとっています。その日の担当者が、専用の携帯電話を所持し、ご利用者又は介護者から連絡がきた場合は、状態に応じて主治医に報告し、緊急訪問や処置等、臨機応変に対応します。

### 12. 賠償責任

- (1) 訪問看護サービス提供に伴って、当事業所の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当事業所は利用者に対して誠意を持って対処するものとします。
- (2) 利用者の責に帰すべき事由によって当事業所が損害を被った場合、利用者及び扶養者は連帯して当事業所に対してその損害を賠償するものとします。

### 13. 連帯施設

医療法人 同仁会	介護老人保健施設	それいゆ	35-3030
	代表者		理事長 折茂 謙一
	所在地		高山市桐生町4-268
	折茂医院		34-5025
	代表者		折茂 謙一
	所在地		高山市昭和町2丁目85-1
	桐生クリニック		35-3880
	代表者		谷口 治
	所在地		高山市桐生町4-268

### 14. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) サービス利用の際には、介護保険者証・医療保険者証を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、速やかにお知らせください。
- (2) 訪問日時の変更を希望される場合は、早めにご連絡をお願いいたします。

## 15. サービス・契約の終了及び解除について

次のいずれかの事由が発生した場合はこの契約は終了するものとします。

- (1) 利用者が介護保険施設、その他居宅介護支援の対象とならない施設に入所または入院した場合。
- (2) 利用者について要介護認定が受けられなかった場合。
- (3) 利用者が死亡した場合。
- (4) 利用者又はその家族の非協力など、双方の信頼関係を損壊する行為に改善の見込みがない場合。
- (5) 利用者又はその家族の社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為により、事業者の通常業務遂行に支障が出ていると判断した場合。
- (6) 利用者又はその家族から、暴力又は乱暴な言動（物を投げつける、刃物を向ける等）、無理な要求や性的嫌がらせがあった場合。
- (7) 利用者又はその家族が、正当な理由なく事業者を支払うべき負担金を3ヶ月以上滞納した場合。

## 16. 相談・要望・苦情の受付について

サービス提供に関する相談が苦情について下記窓口にて受け付けております。

ご利用者及びそのご家族等のご意見に迅速に対応いたします。

<サービス内容に関する苦情相談窓口>

それいゆ訪問看護ステーション	責任者 : 白川 教子 ご利用時間 : 月曜～土曜 9:00～17:00 ご利用方法 : 電話 37-5260 FAX 35-0712 面接場所 当局事務所相談室
高山市役所 高年福祉課	月～金曜日 8:30～17:15 電話 0577-35-3356

## 17. ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。
- (3) ハラスメントが発生した場合、行政や他機関と連携し、適正な措置の実施と再発防止の措置に努めます。

<ハラスメント相談窓口>

それいゆ訪問看護ステーション	責任者 : 白川 教子 ご利用時間 : 月曜～土曜 9:00～17:00 ご利用方法 : 電話 37-5260 FAX 35-0712 面接場所 当局事務所相談室
ハラスメント相談窓口	責任者 : 一戸 かおり(女性) 責任者 : 一戸 康弘(男性)
高山市役所 高年福祉課	月～金曜日 8:30～17:15 電話 0577-35-3356

## 18. 虐待防止に関する事項

ステーションは、利用者は人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止し次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行います。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- (5) 原則として身体拘束および、その他の行動制限を禁止します。
- (6) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、指針に基づき、説明同意を得て行います。

### <虐待相談窓口>

それいゆ訪問看護ステーション	責任者：白川 教子 ご利用時間：月曜～土曜 9：00～17：00 ご利用場所：TEL：37-5260 FAX：35-0712 面接場所：当局事務所相談室
高齢者虐待相談窓口 高山市役所 高年介護課	月～金曜日 8：30～17：15 TEL：0577-32-3333 FAX：0577-35-4884 メール：kounenkaigo@city.takayama.lg.jp
国民健康保険連合会	介護保険苦情相談窓口 平日 9：00～17：00 TEL：058-275-9826

## 19. 衛生管理

- (1) ステーションは、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- (2) ステーションは、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。
  - ① ステーションにおける感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行います。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
  - ② ステーションにおける感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。
  - ③ ステーションにおいて、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 20. 業務継続計画の策定等

ステーションは、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問看護事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開のための計画（以下（業務継続計画）という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) ステーションは、従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 21. 認知症介護基礎の研修受講

介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させるよう努めるものとする。

当事業所は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業所	事業者名	医療法人 同仁会 それいゆ訪問看護ステーション
	事業所番号	2162790055
	所在地	岐阜県高山市昭和町2丁目85-1 レザミひだメディケアガーデン 南棟2F
	管理責任者	白川 教子

説明者 職名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

私はサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

署名代行者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

代行理由 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

利用者との続柄 \_\_\_\_\_

当事業所は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業所	事業者名	医療法人 同仁会 それいゆ訪問看護ステーション
	事業所番号	2162790055
	所在地	岐阜県高山市昭和町2丁目85-1 レザミひだメディケアガーデン 南棟2F
	管理責任者	白川 教子

説明者	職名 _____
	氏名 _____ (印)

私はサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

利用者	住所 _____
	氏名 _____ (印)

署名代行者	住所 _____
	氏名 _____ (印)

代行理由 \_\_\_\_\_

利用者との続柄 \_\_\_\_\_